

## ○最低制限価格の算出方法及び算出例

### 建設工事

(令和4年7月1日以降に公告または指名通知を行った案件)

#### 1. 最低制限価格の算出方法

予定価格算出の基礎となった以下のア～エの合計額。ただし、その額が、予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合は予定価格に100分の92を乗じて得た額(※1)とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合は予定価格に100分の75を乗じて得た額(※2)とします。

- ア. 直接工事費に100分の97を乗じて得た額(※1)
- イ. 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額(※1)
- ウ. 現場管理費に100分の90を乗じて得た額(※1)
- エ. 一般管理費等に100分の68を乗じて得た額(※1)

(※1) 1円未満の端数切り捨て

(※2) 1円未満の端数切り上げ

#### 2. 最低制限価格の算出例

入札案件：○○工事

(公告、指名通知等で「最低制限価格を設定する」と明記します)

予定価格：10,000,000円

ア. 直接工事費：5,000,000円

イ. 共通仮設費：1,000,000円

ウ. 現場管理費：2,000,000円

エ. 一般管理費等：2,000,000円

計算手順

【手順1】ア～エのそれぞれの項目に所定の割合を乗じて、合計額を求める。

(1円未満の端数が出た場合は切り捨て)

ア. 直接工事費5,000,000円×97%=4,850,000円

イ. 共通仮設費1,000,000円×90%=900,000円

ウ. 現場管理費2,000,000円×90%=1,800,000円

エ. 一般管理費等2,000,000円×68%=1,360,000円

4,850,000円+900,000円+1,800,000円+1,360,000円=8,910,000円

【手順2】 予定価格に100分の92を乗じて得た額を求める。

$10,000,000\text{円} \times 92\% = 9,200,000\text{円}$  (1円未満の端数があった場合は切り捨て)

【手順3】 予定価格に100分の75を乗じて得た額を求める。

$10,000,000\text{円} \times 75\% = 7,500,000\text{円}$  (1円未満の端数があった場合は切り上げ)

【手順4】 ア～エの合計額、予定価格に100分の92を乗じて得た額、予定価格に100分の75を乗じて得た額を比較し、最低制限価格を決める。

$7,500,000\text{円} < 8,910,000\text{円} < 9,200,000\text{円}$

**8,910,000円が最低制限価格となる。**